

令和6年2月21日開会

民 生 環 境
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

民生環境常任委員会会議録

～～～～～～～～～～

日 程

日 時 令和6年2月21日（水）
組合議会定例会休憩中
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 所管事務調査
米子市下水道施設でのし尿受入に伴う事務処理等について
- 3 閉 会

～～～～～～～～～～

出 席 者 （8名）

委員長	奥 岩 浩 基	副委員長	勝 部 俊 徳
委 員	土 光 均	委 員	戸 田 隆 次
委 員	稲 田 清	委 員	森 岡 俊 夫
委 員	景 山 浩	委 員	山 本 芳 昭

～～～～～～～～～～

欠 席 者 （0名）

～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

事務局長	三 上 洋	事務局施設管理課長	本 池 将
事務局施設管理課長補佐	松 並 豊		
兼浄化場維持担当課長補佐			

～～～～～～～～～～

議 会 担 当 職 員

書記長	瀬 尻 かおり	書 記	近 藤 隆
-----	---------	-----	-------

～～～～～～～～～～

1 開 会 (午後 3 時 1 9 分)

○奥岩委員長 ただいまより、民生環境常任委員会を開会いたします。

この際、三上事務局長が発言を求められておられますので、これを許可いたします。三上事務局長。

○三上事務局長 冒頭にお断りとお詫びをさせていただきます。

総務消防常任委員会の所管事務調査でございました第 2 次鳥取県西部広域市町村圏計画実施計画の更新につきまして、計画に掲げる共同処理事業に応じて、それぞれ所管する委員会で事前に報告した上で、総務消防常任委員会で総括し、報告すべきではないかという御指摘をいただきました。

各事業の当面の事業計画や事業内容等につきましては、これまでも事業の進捗に応じまして、正副管理者会議で方針決定をいたしましたものを、それぞれの委員会で御報告、御説明をさせていただいておりますが、市町村圏計画の実施計画につきましては、各年度の全体事業費や、市町村負担金の平準化などを加味いたしました財政推計を含む大まかな中長期の 10 年間の計画をお示ししたものでありますことから、計画を所管いたします事務局総務課の案件といたしまして、近年は総務消防常任委員会のみで御報告をさせていただいております。

このたびの御指摘を踏まえた対応でございますけれども、過去におきましては、予算審査特別委員会で対応されたこともございましたことから、予算審査特別委員会の対応を含め、対応を検討しているところでございますが、検討に時間を要していることから、大変申し訳ございませんが、見直しにつきましては来年度からの対応とさせていただき、今年度につきましては、昨年と同様に、先ほど総務消防常任委員会で御報告をさせていただいたところでございます。

対応の遅れにつきまして、委員の皆様には御迷惑をおかけしますことを、この場をお借りいたしましてお詫びを申し上げますとともに、御理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○奥岩委員長 よろしいですかね、皆さん。

〔「はい」と声あり〕

~~~~~

## 2 所管事務調査

○奥岩委員長 それでは、日程第 2、所管事務調査に入ります。本日の調査事項は 1 件となります。

お手元に配付しております日程書のとおり、米子市下水道施設でのし尿受入に伴う事務処理等についてを調査事項といたします。

当局より調査事項の説明を求めます。本池事務局施設管理課長。

**○本池事務局施設管理課長** それでは、資料 1 といたしまして A 4 両面の 1 枚のもので説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

米子市下水道施設でのし尿の受入れに関しまして、昨年度の委員会でも御報告をさせていただいておりますが、内容に一部、その時点で重複する部分もございますが、再確認の意味も含めまして御説明させていただきます。

本組合が所管いたします米子浄化場と米子市の下水道施設との連携でございますが、こちらは米子市下水道部との協議によりまして、米子浄化場で処理をしておりましたし尿、それから浄化槽汚泥につきましては、米子市下水道施設の再構築事業といたしまして、米子市下水道施設内に、し尿の受入施設の整備をさせていただきまして、令和 1 4 年度からし尿の受入れを行っていただくこととしているものでございます。

それにつきまして、このたび米子市におかれまして、令和 6 年度の当該事業でございます再構築事業でございますが、これに関わります基本設計業務の実施に当たりまして費用負担が生じますので、し尿受入れに伴う事務の手続きですとか、事務処理の方法につきまして、米子市と関係町村の間で調整された事項も併せまして報告させていただくものでございます。

まず 1 番目のところで、米子市下水道施設との連携に係る経緯というところでまとめてございます。こちらはちょっと再確認の部分でございますが、まずは令和元年の 8 月に、浄化場の在り方検討会、こちらが副管理者であります米子市副市長を座長とさせていただきまして、この在り方検討会を設置いたしまして、検討をしておるものでございます。この中での検討といたしましては、令和 2 年度の両浄化場、白浜浄化場それから米子浄化場というものがございまして、この二つの統合を目的といたしまして、その後、将来的に下水道施設、米子浄化場の隣にあります内浜処理場でございますが、こちら下水道施設と連携処理することがより効率的であるという結論に基づきまして事務を進めましたが、その時点で米子市の下水道施設の能力不足によりまして機能増強を要する状況でございましたので、連携が可能となる年代、今でいきますと令和 1 4 年でございますが、その間は米子浄化場の長寿命化、基幹改修ではなく設備ごとの改修を行いまして、施設の延命化を図りながら連携の時期を待つというような状況でございました。その間につきましても、米子市下水道部と継続して協議を行うというふうに結論づけたこの会議でございます。

その後、令和元年の 1 1 月には正副管理者会議におきまして、この内容を米子市が行う下水道施設の再構築事業といたしまして、米子浄化場は下水道処理施設、内浜処理場でございますが、機能集約した上で、1 4 年度からし尿の受入れを行うということを結論づけて、米子市下水道施設との連携時期、方法、それぞれを正副管理者会議で決定いたしましたものでございます。

2 番目に下水道施設との連携時期と方法とまとめてございますが、先ほどの経緯と重複いたします部分もございますが、この施設の整備スケジュールで表に表してございます。し尿を直接受入れていただくこの事業内容の一番下の、し尿受入施設の新設でございます。こちらに関しまして、基本設計、詳細設計、それから建設工事を令和6年から13年度の間に終わらせて、14年度から広域し尿といたしまして関係市町村のし尿の受入れを開始するスケジュールとなっております。

続きまして、(2) 番目でございますが、下水道施設との連携の方法でございます。こちらがちょうど米子浄化場と内浜処理場と隣接していることを表しております。もともとこの構成市町村で収集されましたし尿などに関しましては、米子浄化場に直接投入をしておりましたところを、隣の米子市下水道の内浜処理場に、受入施設を新設された上で直接投入をするという方法になってございます。

一番下のアスタリスクにまとめてございますけれども、この令和14年度のし尿の受入開始に伴いまして、本組合の米子浄化場は廃止するものという考えでございます。

続きまして、裏面2ページ目でございます。こちらに、関係市町村で行っていただく事務と、それから本組合で行う事務と大きく分けて、3番、4番で分けて記載してございます。

まず、3番目のし尿の受入れに伴う事務処理につきまして、これは関係市町村で行っていただく事務といたしまして、米子市の下水道施設でし尿を受入れていただくためには、米子市を受託者、それから関係町村を委託者とした地方自治法に基づく事務の委託を行っていただく必要がございます。こちらのスケジュールに関しましては、この下の段の参考の事務の委託手続きの流れというところに、真ん中辺りに括弧書きで記載しておりますが、令和6年9月の議会での議決を想定されているということを伺っております。これを用いまして、し尿の受入れに伴う事務の委託をそれぞれ関係市町村間で行っていただく流れでございます。

続きまして、(2) 番目でございますが、令和6年度に実施されます基本設計に係る費用でございます。こちらの基本設計額でございますが、こちらは米子市の令和6年度の当初予算要求額を記載しておりますが、7,500万円ということでございまして、このうち、し尿の受入れに伴う基本設計の額といたしましては、基本設計額7,500万円に対しましてし尿受入れに伴う割合の17%というものを掛けまして、1,275万円という金額が出てございます。実際に基本設計に関わる概算の費用負担といたしまして、国交省の交付金が50%ございますので、これを除いた額といたしまして、637万5,000円というこの金額につきまして、実際の負担割合につきましては、今後、米子市と関係町村との間で協議され、決定されるものと伺ってございます。

最後の4番目のところで、これが本組合における事務といたしましてまとめた

ものでございます。米子浄化場は、土地使用貸借契約に基づきまして米子市から土地を無償借受けしているものでございまして、その上に組合が建物を建設しております。ですので、廃止後は土地を原状回復する必要があるとございますので、解体などをした上で返還しないといけないという契約になってございますので、今後、米子市と土地の返還に係る協議などをさせていただいて、方針を定めていきたいと思っておりますので、またその際には委員会のほうで、報告させていただきたいと思っております。

また、最後のところですが、米子浄化場の廃止に伴いましては、当然ながら組合規約や設置条例の廃止、それから廃掃法上の施設の廃止手続きを組合のほうで行っていくという考えでございます。

説明は、簡単でございますが以上でございます。

**○奥岩委員長** 当局の説明が終わりました。課長さん、もうちょっと声大きめで話していただけると嬉しいので。すみません、お願いします。

委員の皆さんからの質疑、御意見をお願いいたします。土光委員。

**○土光委員** 説明の内容は、今ので分かりました。今後のことに関しての、費用に関してですが、施設の費用負担に関しては今の説明で分かりました。これが実際、令和14年、米子市が受け入れて処分すると。このときの、いわゆる受入れに関しての処理料、これはどこでどういうふうに決まるのですか。

**○奥岩委員長** 松並事務局施設管理課長補佐。

**○松並事務局施設管理課長補佐** 受入れに関わる費用、米子市のほうでよろしいでしょうか。米子市に関わる費用でよろしいでしょうか。

**○奥岩委員長** 課長補佐、反問ですか。

**○松並事務局施設管理課長補佐** はい。

(「委員長。質問の趣旨をもう一回。質問をもう一回、すみません。」と土光委員)

**○奥岩委員長** ちょっと整理しますね。土光委員、もう一度質問をお願いいたします。

**○土光委員** これが実現した後に、米子市も含めてほかの8市町村も米子市の下水に委託をして処理をしてもらうという形になりますね。だから、まあ米子市は米子市になるけれど、特にそれ以外の市町村の米子市に対する処理料、料金というのはどこでどういうふうに決まるのか。できたら多分これを見る限り、し尿処理がある意味で効率化・合理化されるように思えるのですが、実際の今の負担と、これが実現した後の負担は、当然、ある程度軽減されるものと思っていいたいですか。

**○奥岩委員長** 松並課長補佐。

**○松並事務局施設管理課長補佐** 米子市のほうで受けられた場合には、施設、機能集約されて維持管理費、設備の投資に。建設費に関しても、組合単独でやるよりも軽減されるという試算を昨年度させていただいておりまして、昨年度の試算

でいきますと、建設費で11億500万円、維持管理費で2,900万円が削減される見込みですが、この削減額につきましては、下水道施設とし尿処理施設を合わせた削減額になりますので、この割合につきましては、今後、米子市と町村間で協議されまして決められていくということになります。

○奥岩委員長 土光委員。

○土光委員 確認ですが、要はその処理料、料金というのは、基本的には8市町村が米子市に委託するという形なので、その両者の協議で処理料が、まあ委託料というか、それが決まるというふうに思っているのでしょうか。

○奥岩委員長 松並課長補佐。

○松並事務局施設管理課長補佐 米子市に委託しますのは、まず4町村になります。日吉津村、南部町、伯耆町、大山町が米子市のほうに委託されるということになります。

○奥岩委員長 本池課長。

○本池事務局施設管理課長 すみません、ちょっと補足をさせていただきます。

土光委員のほうから施設の管理費についての御質問でございましたが、そこにつきましては、先ほど建設費のほうで建設費も維持管理費も安くなるということになっておりまして、実際に維持管理費につきましては、今、広域組合のほうで維持管理費の負担金というのは負担割合というのをういておりますので、実際、まあ今後、関係市町村間で決定はされていくとは思いますが、まずその団体としての考え方といたしましては、やはり、し尿の搬入割合、それぞれ米子市を含めた各市町村の実際に米子浄化場に搬入された割合というところで維持管理費を負担していく流れになるんじゃないかという考えで、今、思っているところです。

○奥岩委員長 土光委員。

○土光委員 今、指摘がありましたけれども、私の発言で一つ訂正。残りは8市町村ではなくて4町村ですね。それは訂正します。で、今の答弁、要は、今度は米子市と残りの4町村との協議でとか、そこでそういった費用とか委託料とか、それはもうその5者の協議で決まる。別の言い方をすると、西部広域はもう直接そこはもう関与はなくなるというふうに思っているのでしょうか。

○奥岩委員長 松並課長補佐。

○松並事務局施設管理課長補佐 はい、そのとおりでございます。

○奥岩委員長 よろしいですか。ほか、ございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○奥岩委員長 別にないようですので、当局からの説明を終わります。

~~~~~

3 閉 会

○奥岩委員長 以上をもちまして、民生環境常任委員会を閉会いたします。

(午後 3 時 3 7 分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

民生環境常任委員長

奥 岩 浩 基